

更生介護保険センター運営規程

(事業の目的)

第1条 愛知県厚生農業協同組合連合会が開設する「更生介護保険センター」(以下「事業所」という。)が行う指定居宅介護支援の事業(以下「事業所」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行う。

2 事業の実施にあたっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

3 事業の実施にあたっては、利用者の意志及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。

4 事業の実施にあたっては、関係市町村、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 更生介護保険センター
- (2) 所在地 愛知県安城市安城町東広畔28番地

(職員の職種・員数・及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供にあたる。
- (2) 介護支援専門員 5名(常勤職員うち1名管理者と兼務)
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日まで
但し、国民の祝日、8月15日、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 平日：午前8時30分から午後5時まで
- (3) その他 電話等により、非営業日を含み、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(居宅介護支援事業の内容及び利用料等)

第6条 居宅介護支援事業の内容及び指定居宅介護計画を提供した場合の利用料の額は、次のとおりとする。

(1) 利用料の額

介護報酬の告示による額とする。

(2) 利用者の相談を受ける場所

第3条に規程する事業所内及び利用者宅その他必要と認められる場所において行うものとする。

(3) 使用する課題分析票の種類

(a) オリジナル方式

(b) 愛介連版アセスメントシート

(4) サービス担当者会議の開催場所

第3条に規程する事業所内及び利用者宅その他必要と認められる場所において行うものとする。

(5) 介護支援専門員の居宅訪問頻度

原則として1ヶ月に1回とする。

(6) モニタリングの結果の記録

最低月1回以上とする。

(7) 居宅サービス計画の原案の内容

利用者又はその家族に説明し文書による同意を得る。

(8) 居宅サービス計画

趣旨・内容等を十分に説明し、遅滞なく利用者・担当者に交付する

(事故発生における対応)

第7条 介護支援専門員は、居宅介護支援の提供により事故が生じたときは速やかに市町村、利用者の家族等に連絡するとともに必要な措置を講じ、管理者へ報告しなければならない。

(苦情処理)

第8条 提供した指定居宅介護支援に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため必要な措置を別途定める。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、安城市とする。

(虐待の防止等)

第10条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。

- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 介護支援専門員に対し、虐待を防止するための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(その他運営についての留意事項)

第11条 事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- (2) 継続研修 年2回
- 2 従業者は、居宅介護支援を実施する際、身分を証する書類を携行するものとする。
- 3 従業者は、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 4 従業者であった者に、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても秘密を保持すべき旨を、事業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項については、代表理事理事長が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成11年10月29日から施行する。

この規程は、平成14年 5月10日から改正する。

平成16年 4月 1日改正	平成16年 7月 1日改正
平成16年10月 1日改正	平成17年 7月 1日改正
平成18年 4月 1日改正	平成18年 6月 1日改正
平成19年 4月 1日改正	平成20年 2月 1日改正
平成21年 6月 1日改正	平成22年 2月 1日改正
平成22年 4月 1日改正	平成23年 7月 1日改正
平成24年 4月 1日改正	平成25年 4月 1日改正
平成28年 7月 1日改正	平成31年 4月 1日改正
令和 2年 4月 1日改正	令和 3年 4月 1日改正
令和 5年 6月 1日改正	令和 6年 2月 1日改正
令和 6年 4月 1日改正	令和 6年 7月 1日改正